

福祉文教委員会会議録

令和4年6月22日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 14：40

【 案 件 】

1. 議案第65号 専決処分の承認（令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号））

【 所管事務調査 】

1. 適応指導教室の融合について

【 報告事項 】

1. 令和3年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績について（社会・障がい者福祉課）
2. 旧称成人式の今後の名称及び令和5年開催概要について（生涯学習課）
3. 工事請負契約について（契約課）

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第65号 専決処分の承認（令和4年度 一般会計補正予算（第1号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第65号 専決処分の承認」についてご説明いたします。専決第8号「令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。

議案第65号と表示しております令和4年5月30日専決分の補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費につきまして補正し、歳入歳出予算の総額に2億1160万円を追加して、811億5760万円にいたしております。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金では、歳出に計上しております事業の財源として補正いたしております。今回の補正予算では、国の10分の10負担の事業のため、財政調整基金繰入金の補正はございません。

次に、歳出でございますが、民生費、社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費は、国の制度でございまして、自立支援金の申請期間の延長に伴い8155万8千円を計上いたしております。児童福祉総務費の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費は、国の制度でございまして、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を給付するもので、そのうち6月に給付することが求められている児童扶養手当受給世帯分について、1億3004万2千円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

この専決処分については、2本ですね、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業及び低所得子育て世帯生活支援特別給付金、この2本の事業ではありますが、この2本の事業が国として確定をしたのはいつになりますか。

○子育て支援課長

低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、国からの正式な通知を5月26日に受領しております。

○生活支援課長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金につきましては、昨年7月から8月を申請期限として開始された事業でございますが、その後、何度か申請期限の延長がされてきているところでございます。昨年の12月補正の時点におきましては、令和4年3月を申請期限としておりましたが、その後、令和4年2月25日付厚生労働省社会援護局長通知により、受付期間が令和4年6月まで延長となり、さらに令和4年4月26日の通知によって、受付期間が令和4年8月末まで延長されております。

○江口委員

今、生活困窮者のほうについては4月26日というふうな話でした。片一方で、低所得子育て世帯生活支援特別給付金については、5月26日に正式な通知が来たという話でしたが、国のほうの制度として確定をしたというのはいつになりますか。

○子育て支援課長

子育て世帯の給付金の実施の決定につきましては、4月28日に閣議決定をされております。

○江口委員

そうなんです。そうすると2つの事業については、およそ同時期、4月26日及び4月28日に、もうやることが決まっていたわけです。そして、この分に関するそれぞれの自治体議会の動きについては、専決でやったところもあれば、議会であったところもあるわけです。私ども飯塚市議会は、それこそ5月後半に臨時議会をやっています。その時期に、同時期に既に、議会のほうに、専決ではなくきちんと出している自治体も複数あったかと思いますが、その点は御存じですか。

○子育て支援課長

その点については課内でも協議をいたしましたけれども、先ほども申しあげましたとおり、国からの正式な通知が5月26日で受領してございまして、臨時会には間に合わず補正では、今度の6月の補正では支給が間に合わないということで、専決処分をいたしました。

○江口委員

お聞きしたのは、ほかの自治体できちんと議会として、同時期にやっているところは存じていますか、どうですか。

○子育て支援課長

よその自治体はそういう判断をしたところもあるのではないかと聞いております。

○江口委員

そうなんです。複数の自治体できちんと議会のほうにかけています。そのときに臨時議会があつていないところに関しては専決というふうなところもあったことはあるんですが、私どもはちょうど臨時議会をやっている最中でした。というところを考えると、本来は臨時議会に十分間に合った議案だと思います。ぜひ、以降、安易な専決処分ではなく、きちんと間に合うものは、間に合わせると、きちんと議会のほうに諮っていただくようお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。議案第65号、5月30日専決処分の承認（飯塚市一般会計補正予算（第1号））ということです。予算書の7ページになりますけれども、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費と、7788万円ですけれど、見直しをお尋ねしようと思うんですけど、支給期間が3か月、再支給3か月最大でできるということになっていすけれども、もし3人世帯で月額10万円ですから、6か月ということになると、60万円で

すよね。申込みの全てがこのケースだという場合は、何世帯分になりますか。

○生活支援課長

この支援金の対象世帯の積算につきましては、緊急小口資金と総合支援資金の貸付金を利用されている件数から、既に本自立支援金を申請された件数を除いた件数に、これまでの申請率を乗じて、申請者数を算出し、単身、2人、3人以上の世帯の人数構成によって、給付金の額は異なりますことから、申請者数に世帯構成率を乗じた世帯構成ごとの給付金を、単価を乗じて自立支援金の金額を算出しております。先ほどの率を掛けた世帯数ですけれども、単身世帯が197世帯、2人世帯が87世帯、3人世帯が126世帯で、合計410世帯となっております。

○川上委員

それが対象ということなんですけど、先ほど私が聞いたのは、世帯当たりで最大になった場合というのは60万円になるわけですね。ですから、7788万円割る60万円をすると、一番少ない場合は、世帯数としては何世帯になるかという質問をしたんですけど、130世帯ですよね。それで一方で、単身世帯、月額6万円でしょう。最大で6か月ということになるんで6、6、36万円なんですよ。申込みの全てがこの単身世帯で6か月という場合はどうなるかという、最大で216世帯ぐらいになるんですけど、この計算は間違っていないですか。

○生活支援課長

全てが単身世帯で計算し直しますと、216世帯で間違いございません。

○川上委員

新型コロナ、物価高騰の中で、様々なご家庭があつて、その苦境についての認識は片峯市長が2月16日にその一部については認めたというところがあるんですけど、少なければ130世帯、多ければもう少し上があるかもしれませんけど、216世帯への給付、これ非常に重要なんだけど、政策的効果はどういうところを見えていますか。

○生活支援課長

本事業の政策的効果といたしましては、コロナ禍で生活に困窮された世帯の経済的な支援と、3か月間にわたる求職活動に関する支援による就職の実現の後押し、また、求職による生活再建が難しい場合に、生活保護制度を案内することで、生活再建の選択肢が広がることでございます。

○川上委員

先ほど答弁にありましたけれども、この申込み締切りが3月です、6月です、8月ですと延びていること自身についてはいいのではないかと思うけど、なぜこういう小出しを、国はしてくるのですか。

○生活支援課長

本事業につきましては、先ほども申し上げましたが昨年7月に8月までを、まずは期限として始まった事業でございます。その後も、コロナによる影響が続いているということで、社会福祉協議会の貸付金の期限延長とともに、期限が延長されてきているところでございます。

○川上委員

国の通知には、なぜ延ばすのかというのは書いてないんですか。

○生活支援課長

なぜ延ばすのかということにつきましては、先ほども申し上げましたように、新型コロナウイルスの感染症の影響による生活困窮状態が続いているといったところでございます。

○川上委員

この事業だけで自立支援ができるわけはもちろんないんですけど、国の政策としてやはり災害が起きたような話ではなくて、国の政策が成功していないという反映がここにあらわれているわけではないですか。

○生活支援課長

国の政策の効果があらわれていないといった判断につきましては、私の口からこの場で申し上げることはできませんけれども、少なくとも制度を利用された方には、その効果があらわれているものと思っております。

○川上委員

それは助かった方はありますよ。それで28歳の青年が、単身なんですけど、3月末の締切りです。申請しませんかという通知をもらったのを見せてもらいましたけど、これ延びているはずだねという話もしたことがあります。その方は延びていることを知りませんでした。その生活保護との関係は、これどういう関係になるんですか、この事業。

○生活支援課長

この事業につきましては、まずは就職に結びつけるということで、ハローワークでの職業相談や自立支援相談室での求職活動に関する相談支援を受けることが条件となっておりますが、その就職による生活再建が難しいといった方には、生活保護の相談の案内を差し上げることになっております。

○川上委員

この自立支援金を受けようとする、と、實際上、生活保護を申請するときとほぼ同様のハードル、あるいは調査があるわけではないのですか。

○生活支援課長

自立支援金の窓口では、生活保護制度の申請のときのように、預貯金調査やそういったものまでありません。ご本人の申告による預貯金の額や、給与収入等の届出をしていただいているところでございます。

○川上委員

様々に、事情を聞いて援助すると、支援するために聞くということはあると思うけど、この申請に必要なことまでいろいろ掘り葉掘り聞いて、というようなことはないですか。

○生活支援課長

本事業の申請の要件といたしましては、収入要件、また資産要件、それから求職活動要件というこの3つの要件があります。それ以外のことにつきましては、申請には関係ございませんので、特に確認等はしておりません。

○川上委員

申請の手続、こんにちはと、申請しますと言って、ありがとうございますと言うかどうか分かりませんが、帰るまで何分ぐらいかかりますか。

○生活支援課長

初回の申請時は20分ほどかかっております。2か月目、3か月目の手続につきましては10分もかかっていない程度でございます。

○川上委員

そこで、生活保護を申請したいといった場合に、この制度との関係で、生活保護申請の障害になるような場面はないですか。

○生活支援課長

障害と言えるのかどうか分からないんですけれども、この制度を受けておられる方が、3か月の途中で生活保護を申請して、生活保護の開始が決定した場合は、それ以降の支援金の給付はなくなります。

○川上委員

この申請していても、生活保護の申請は途中でできるということをおっしゃったんですか。ちょっと確認します。

○生活支援課長

委員がおっしゃいますとおり、制度利用者が生活保護申請を途中ですることはできません。

○川上委員

そこで実際に困っている市民への周知、連絡はどういうふうにされていますか。

○生活支援課長

本市のホームページに、本事業の内容を掲載いたしますとともに、対象者が社会福祉協議会の総合支援資金等の貸付金を受けられた方になりますので、この貸付金の申請窓口で、この事業の案内をいたしております。

○川上委員

社会福祉協議会のお話をされましたけど、それは申請対象となるだろうと思われる方に、個別の案内をしているということではないんですか。

○生活支援課長

貸付けを受けられて、それ以上、もう貸付けを受けられない状況になられた方が対象となります。その対象となられる方に案内をさせていただいているところでございます。

○川上委員

市のホームページを見るのが難しくなっている状態の方もおられます。それは、スマホが経済的理由によって使えない状態に陥るという局面があるんですね。そのために、一般のお知らせをしているんだけど、本当に必要な方のところには、そのお知らせが届かないと、あるいは受け取れないと、そのホームページでのメッセージが。ということに、なる場合があるんですね。それで、じゃあ何が頼りかという、やはりどこかで掲示をすとかいうことが要ると思うんだけど、その掲示なのか、それから市報でのお知らせ、そうしたことはどういうふう考えてありますか。

○生活支援課長

対象となられる方につきましては、昨年11月まで申請期限が延長されたときに、プッシュ型で案内をするということになっておりました。そのときに、申請対象となる社会福祉協議会の貸付けを受け終わられた方につきましては、全て対象になる方に対して、本事業の案内を郵送させていただいております。その後につきましては、先ほども申ししておりますように、個別に貸付けを受けられた、申請を終えられた方に対しまして、その都度社協の窓口で本事業の案内をさせていただいているところでございますので、対象になられる方にはその情報は行き渡っているものと思われま。

○川上委員

私はコロナの前から言うと、3年連続で孤独死をされた方に関わりを持ちました。一人の命も奪われることなくということと臨む必要があると、肝に銘じていますけど、孤立が命を落とすことにもなっているのが、今の社会だと思うんで、社会的連帯を持って支えるという点から言えば、市報だとか、掲示とかによって、当事者が見るだけではなくて、実はこういう制度があるんだよねということ、市民が、できるだけ多くの方々が知っていて、助け合いとか、支え合いができるようにする必要があると思うので、その周知という点では工夫してもらいたいというふうに思います。

次に、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費について、お尋ねをします。対象児童、児童扶養手当世帯への給付ということなんですけど、6月の給付に間に合うようにということでしたけど、いつ給付、振り込みをするんですか。

○子育て支援課長

6月28日にプッシュ型で支給を行う予定としております。

○川上委員

6月28日。それで対象児童数は何人になりますか。

○子育て支援課長

2561名となっております。

○川上委員

同年齢の児童と呼ぶべきか、人たちは、何人ですか。

○子育て支援課長

この2561名の児童の方ですが、こちら4月の給付対象者でございます。令和4年4月1日の18歳以下の児童の人数ですけれども、こちらが2万627人となっております。

○川上委員

2年前か、新型コロナ対策ということで、国の事業と同事業だったと思います、ほぼ。そのときの対象児童数と同年齢の子どもさんの人数、比較したいと思うので、分かりますか。

○子育て支援課長

申し訳ございません。2年前ではなく昨年の令和3年の5月に、同じ事業で、低所得の生活支援特別給付金を児童扶養手当の対象者の方に支給しておりますので、そちらの数字、1年前になりますけど、こちらでお答えさせていただきます。令和3年4月1日の18歳以下の子ども的人数が2万903名で、昨年、令和3年の児童扶養手当の対象でお支払いした対象の人数が2657名となっております。

○川上委員

分かりました。この制度、国がしているわけですけど、政策的な効果についてはどういうふうに受け止めていますか。

○子育て支援課長

児童扶養手当受給世帯につきましては、所得が厳しかったり、失業や収入減少の中での子育てを行っていただいている世帯が多いと考えられますので、このプッシュ型で申請をせずに5万円が受け取れるという制度につきましては、一定の効果があるものと考えております。

○川上委員

いろいろ追いかけるのも何かと思いますけど、給付を受けた方、5万円が入りましたと。それによって、こういうふうに助かりましたとか、そういう評価ができるようなことを何かされていますか。

○子育て支援課長

特に5万円のことについて、意見を聞いたことはございません。

○川上委員

国のほうで事業評価の報告を求めてきたりしてないですか。

○子育て支援課長

実績等は当然、国のほうに報告はいたしますけれども、そのときの市民の声だとかそういったものについての報告はいたしておりません。

○川上委員

国はお金を渡す。お金がきちんと渡ったかどうかは確認する。けれども国は市町村を通じて、自治体を通じては、それによってどういう効果があったかについては、報告を求めてないんですね。

○子育て支援課長

そうですね、実績というものについての報告しか国のほうには提出しておりません。

○川上委員

5万円というのは、なぜ5万円なのか、国に聞いたことがありますか。あるいは、別の方法で、なぜ5万円かっていうことを確認したことがありますか。

○子育て支援課長

聞いたことはございません。

○川上委員

飯塚市は国の出先機関だったり、下請機関だったりではないわけですよ。それで、片峯市長としてはこの5万円という額、事業について、十分であると、あるいは不足しているというふうに考えたことがありますか。

○片峯市長

5万円が多いか少ないか、世帯の経済的困窮状態や家族構成によっても違うと思いますので、一概にそうは言えないとは思いますが、国のほうから、そういう世帯を対象に支給されるということは、政策的にいいことだと思っております。多ければ多いほど助かるんですが、その5万円が大いかに少ないかについて、それを評するだけのものは、自分としては持ち合わせておりません。

○川上委員

実は片峯市長は、足りないだろうという判断を既に終わっているわけですよ。追加議案を出したぐらいだから。3万円の分の買物支援券を子育て世代、ひとり親とかそういうことではありませんけど、お渡ししようという議案を出しているわけですから、不足だという認識があるに違いないと思います。

○片峯市長

もちろん、できたらもっと市としても独自にそういう支えをしたいと思いましたが、今、質問者がおっしゃるとおりの3万円の地域振興券をお配りするようにはしましたが、プラス3、その世帯に3万円というだけでなく、これも御承知のことと思いますが、非課税世帯でもそうでなくても、ちょうどはざまの厳しいところもあるという現実を感じておりましたので、そこにも手助けしたいという思いもあって、今回の地域振興券配付もしたという、二重の意味でございます。

○川上委員

いずれにしても、国のこれだけでは、当事者、支給が受けられる方についても、それから支給対象でない方もあるわけですから、そう考えてくると、子どものいない世帯、ひとり親、との関係で考えれば、例えば母子家庭ということであえて言えば、子どもを産んで育てている家庭には支援はあるけれども、そうでないご家庭の場合は、何の支援も国がしないというような制度設計になっているわけですよ。そういうことですね。

それで、先ほどの自立支援金支給事業については、業務委託が353万1千円出ていますよね。これは、どこにどういう仕事をしてもらうためにこのお金を出すんですか。

○生活支援課長

業務委託先につきましては、株式会社福岡ソフトウェアセンターでございます。仕事の内容につきましては、申請の受け付け、並びに、申請以後の求職関係の支援、すみません、申請以後3か月にわたって、本給付金の給付がでございます。その後の月々、生活自立支援相談室においての求職状況の確認と、それに関する支援を行っておりますので、その事務について業務委託をしているところでございます。

○川上委員

分かりました。353万1千円の金額は、内訳はどういうふうになっているのですか。

○生活支援課長

内訳につきましては、人件費並びに事務費となっております。

○川上委員

人件費は何人分で考えているんですか。

○生活支援課長

人件費につきましては、受付窓口を毎日2人体制での受付としております。

○川上委員

その2人は、そのためだけに仕事をしている人なんですね。

○生活支援課長

受付窓口につきましては、自立支援相談室とは別に、生活支援課の窓口で専門の人を2人張りつけて対応していただいております。

○川上委員

ソフトウェアセンターが業務委託を受けて、353万円のお金で2人を雇用して、そして、市役所の生活支援課に常駐してもらうというようになってるわけですか。

○生活支援課長

契約自体は、生活自立支援相談の業務委託契約に上乗せで変更契約をしております。このお2人につきましては、生活支援課内におられるわけではございません。生活支援課のフロアの相談室の一室を、それ専用に使って、受付を実施されております。

○川上委員

もう一回整理しましょうね。業務委託を福岡ソフトウェアセンターに出して、福岡ソフトウェアセンターは2人を雇用して、そして、飯塚市役所2階の福祉事務所内の生活支援課のフロア内に部屋を設けて、常駐していただいていると。これで間違いはないですか。

○生活支援課長

そのとおりでございます。

○川上委員

飯塚市長が直接その2人を雇用して、その仕事をしてもらうというわけにはいかないんですか。

○生活支援課長

この給付金の求職支援の一部として、求職支援につきましては、自立支援相談室での求職状況の確認、また求職活動の支援ということになっておりますので、自立支援相談業務を受けておられる福岡ソフトウェアセンターに委託、上乗せで委託をさせていただいているところでございます。

○川上委員

ですから、その仕事を、福岡ソフトウェアセンター、資本金10億円を超す会社ですよ。ここに委託せずに、市長が直接雇用で、そういう仕事ができる人を。福岡ソフトウェアセンターが採用する人はどういう人か市長分らないわけでしょう。自分が直接雇用すれば、どういう実績があり、どういうことができるかということを見ることができるわけじゃないですか。なぜ、直に雇わないで、福岡ソフトウェアセンターに業務委託するのか、それがちょっと分かりにくいんですよ。どういうことですか。

○生活支援課長

この給付金の求職活動の支援につきましては、制度の中で、生活困窮者自立支援相談室での支援ということが規定されております。もともと、生活困窮者自立支援業務そのものを福岡ソフトウェアセンターに委託をしておりましたので、その流れで今回の自立支援金の求職相談の部分につきましても、福岡ソフトウェアセンターに委託しているものでございます。

○川上委員

この間も発言しましたが、福岡ソフトウェアセンターは資本金10億円で、片峯市長が取締役副会長ということになっているわけでしょう。飯塚市長としては発注者なんですよ。こういうことをいつまで続けるのかというのが問われると思います。

それから、低所得子育て支援のほうの業務委託、システムの改造ですか、145万2千円がありますけれども、これはどこにどういう仕事を頼むんですか。

○子育て支援課長

行政システム九州のほうにシステム改修を発注しております、こちらにつきましては、給付の対象者を絞り込んだり、実績を残したりするためのシステム改修を行っております。

○川上委員

入力するためには個人情報渡しますよね。個人情報渡すでしょう。

○子育て支援課長

もともと児童扶養手当関係の情報管理を、行政システムのほうが行っておりますので、改めて、そういった情報を渡すということではなく、市が既に持っている情報の中から今回の給付金の対象者を絞ったり、給付の実績等を管理するためのシステムの改修を行ったところがございます。

○川上委員

先ほど2年前と言いましたが、昨年ですね、2657人対象者があったわけでしょう。今回は2561人。対象から離れた人ばかりではなくて、新たに入った人もあるはずですよ。プラスマイナスでこの数字の減になっているんだけど、そうすると、新たに対象から外れたという情報、新たに対象となった情報、渡さないといけないでしょう。だから個人情報を新たに追加で渡しているはずだと思うけど、どうですか。

○子育て支援課長

この給付金のために、新たに情報を抽出するわけではなく、そもそも児童扶養手当の月々の通常業務の中で行っている情報がございます。そちらの中で、当然増減ございますけれども、今年度で言えば令和4年4月の給付対象者の抽出を行うためのシステム改修であり、昨年度で言えば令和3年4月の対象者の人数も、そのときに抽出したものでございますけれども、新たにその方たちのデータを渡すということではなく、現在、市が持っている情報の中から、そういった対象者を選び出すということで、そもそもの情報というものが市の情報管理を全て請け負っているのが行政システムですので、新たに渡すということは行っておりません。

○川上委員

その行政システムというのはどういう会社ですか。会社の概要とか、それから飯塚市の個人情報をどれぐらい握っている会社なんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:47

再開 11:00

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

失礼いたしました。行政システム九州株式会社についてでございますけれども、本店が福岡市博多区東比恵三丁目1番2号に所在しており、資本金が1億円、代表取締役が田川雅裕様という会社でございます。会社の主な業務としては、コンピューター及びこれらの附属品・消耗品の販売、コンピューターのネットワークシステム、ソフトウェア及び情報システムの企画・設計・開発、販売・保守並び、これらのコンサルティング等を行っている会社でございます。飯塚市の個人情報をどのくらいということについては、各課にまたがっておりますので、子育て支援課では把握しておりません。

○川上委員

飯塚市の仕事を、この会社は、場所はどこでしていますか。

○子育て支援課長

本庁6階のサーバー室のほうで業務を行っております。

○川上委員

本庁6階のサーバー室で仕事をしているんですか。行政システム九州が。

○子育て支援課長

業務の支援を行っております。

○川上委員

業務支援なんですか。今回のことはどうですか。改造の仕事、システム改造の仕事。

○子育て支援課長

今回は児童扶養手当システムの導入をした、この行政システムの業者にシステムの改修を依頼したものでございますが、その改修をどこで行ったのかについては存じ上げておりません。

○川上委員

6階のサーバー室と言ったのは、答弁は取り消すんですか。

○子育て支援課長

通常の飯塚市の情報管理をしている場所として、そちらで行政システムの職員も在室しているということを聞いております。

○川上委員

何人ですか。

○子育て支援課長

すみません、子育て支援課では存じ上げておりません。

○川上委員

今あなた方は、自分たちがかかなり大事なシステム改造について出したんだけど、どこで仕事しているか分からないとおっしゃったんですね。ところでこれは入札とかしたんですか。

145万円ですけど。

○子育て支援課長

随意契約でございます。

○川上委員

行政システム九州は、過去に飯塚市に隠れて再委託をしていましたね。株式会社アイネスと。なぜか。アイネスのソフトを使っているから、アイネスに仕事してもらいましたと。飯塚市は最高幹部級までこの事実を知らなかった。担当の情報関係の課長が聞いておりましたということで、後で訂正しましたね。再委託を禁止しているのに、再委託したということで、ペナルティーはかけたのかと、かけていませんと。事後点検もしてないということなんですけど、今は、再委託はどこにしているんですか。

○子育て支援課長

今回の業務については、再委託はなかったと聞いております。

○川上委員

再委託はなかったと聞いている。誰からどのように聞かれたんですか。

○子育て支援課長

再委託する場合には、当然報告があるかと思えますけれども、再委託等の契約は、契約の中に再委託については記載がありません。契約書のほうにもそのような記述はございません。

○川上委員

ですから、過去にこの行政システム九州は本市との間で再委託をしていいよということのない、つまり自分で頑張っておねという契約を結んでいたのに、先ほど言ったようなことで、隠れて再委託していた会社なんですよ。かつ、飯塚市からはペナルティーをかけられていない。委員会においては、このような場面ですよ。市長以下ね、そういうことはありませんと、市長いたかな、そのとき。そういうことはありませんと口をそろえて言っていたんですよ。本当ですかと聞いていったら、実は情報の担当課長が、自分が聞いていて了承していましたというわけですよ。契約違反行為を、契約担当の課長が、違反している事態を承知していて、いいですよ、言ったかどうかは分からないんですよ。知っていたっていただけですから。だから飯塚市が、その課長も含めて、課長がいいと仮に言ったとしてもですよ。契約書と違うことやった会社なんですよ。今、同じような状態にあるということが分かりました。これは、再委託してい

ないのか、あるいは全体再委託している一部に入っていないのか。しかも、どこで仕事しているかも分からないんですよ、システム改造の。こんな市役所の仕事の仕方が、この制度の目的との関係で言って、かみ合うのか、もう少し丁寧なことが要るのではないかと思うんだけど、これちょっと調べてみてもらえませんか。

○子育て支援課長

今、質問委員が言われたことにつきましては、情報の主管課である情報管理課とも協議を行いながら、対応していきたいと思います。

○川上委員

政策的な意義の問題にちょっと戻って、もう締めくくろうと思いますけど、こういう制度は、丁寧にしっかりやったらいいと思うんだけど、同時に、国や地方政治をつかさどるところにおいては、今の暮らしの苦境打開のためには、こういった問題は生じない一番スムーズにやれる方法としては、即効性があるという点で言えば、消費税をせめて5%に、急いで下げるのではないかと思うんですよ。それを土台にしながら、こういう個別の対策をとっていくということが必要だと思います。片峯市長、政府に、国に、消費税の引下げを提案するような、要望するようなことはできませんか、お尋ねします。

○片峯市長

国のほうでは対コロナ政策、そして物価の様々な要因による上昇等に対して、どう対応するかについて、臨時交付金、そしてまた現状でも様々な方向性の模索があつておるところでございます。その方向性を見定めていきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第65号 専決処分の承認（令和4年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」）については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

川上委員から「適応指導教室の融合について」所管事務調査をしたい旨の申出があつております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○川上委員

所管事務調査についての提案をしたいと思います。テーマとしては、「適応指導教室について」ということです。調査のポイントとしては、この適応指導教室の現状と課題、今後の在り方についてです。特に、新型コロナウイルス感染症流行の間においては、いわゆる不登校児童生徒の急増と、これにどう対応していくのかというのが課題になっていて、様々な分野からの努力も行われているんですけども、この適応指導教室がどういう役割を今後果たしていくのかというのが大きな課題だと思いますので、それをお尋ねしたい。

それから2つ目は、今年1月31日の総合教育会議で、市長が、適応指導教室について、別の違う形、違う意義を持つ、学校に行けない、行かない子どもたちのための取組と融合を提案するという発言がありました。それについて、どういう事実経過があつたのか。どういう趣旨なのか、市長に直接お尋ねしたいということでもあります。賛同をお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「適応指導教室の融合について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「適応指導教室の融合について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

まず、不登校の児童生徒の現状と動向についてお尋ねします。

○学校教育課長

現在、飯塚市内には適応指導教室、フリースクール、3つございまして、それぞれ施設のほうに、適応指導教室コスモスのほうに7名の児童生徒、それから、オアシスのほうに16名の児童生徒――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:13

再開 11:24

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

飯塚市内の小中学校の不登校の現状について、説明させていただきます。ここ5年間で小学校が3倍、中学校が1.4倍の倍率で不登校児童生徒が増加しております。一昨年度、令和2年度が小中合わせて307人、令和3年度が363人となっております。

○川上委員

教育長の答弁でしょうね、本来。このことを聞いて、暫時休憩になって調べ直すとかいうところに、学校に行かない、行けない子どもたちに対する教育委員会ないし市の愛情がその程度かと、責任感がその程度かというふうにも思うわけです。そういう意味では今日の所管事務調査の意義があるわけですけど。

そこで、先ほど学校教育課長が3つのキーワードを語られようと思いましたね。コスモス、それからオアシス、みんなのおうち、こういう対応を現状、子どもたちの人数を言ったわけだけど、そこで、適応指導教室は市の条例がありますよね。どういう目的でいつ設置されたのか、お尋ねします。

○学校教育課長

適応指導教室につきましては、条例の第1条に規定されておりますが、飯塚市適応指導教室条例に基づきまして設置されております。不登校等の児童生徒の自立を促し、学校生活及び社会生活への適応指導を行うことを目的としております。

○川上委員

では、学校に行かない、行けない子どもが悪いという認識で、適応しなさいよということで指導するのが役割の条例ですか。

○学校教育課長

学校に行けない子どもたちが悪いというわけではなくて、その行けない子どもたちに対して、その居場所づくり、それから学校復帰、社会適応等を目指して設置をしているものでございます。

○川上委員

条例の名前がおかしいですね、そしたらね。この教室の場所はどこですか。

○学校教育課長

この条例の第2条に規定をしておりますが、飯塚市忠隈523番地。穂波庁舎西館2階に設置をしております。

○川上委員

運営はどういうふうになっているんですか。

○学校教育課長

運営の形態としましては、教員免許を持つ有資格者2名の会計年度任用職員が支援に当たっております。教科の学習指導をはじめ、生活体験学習、教育相談などを行いながら、自立のための支援を行っております。

○川上委員

日々はどのような状態なんですか。

○学校教育課長

具体的な活動、取組としましては、一人一人のニーズに応じた学習活動、近隣の体育文化施設、自然を生かしたゲームスポーツ、自然散策活動、それから栽培耕作活動等を行っております。日々一日の過ごし方につきましては、9時半から14時までを児童生徒の学習活動等の時間として設定しております。児童生徒は9時前に来室し、午前中45分3こま、自主学習、それから午後は13時から14時までの1時間程度、運動、読書、補充学習などを行っております。このように基本の時間割はございますが、児童生徒の個々の状況に応じまして、外出や退出の時間については、柔軟に対応しております。

○川上委員

これはいつから、何年間の取組で、ここに通った児童生徒がどれぐらいの人数いるのか、私も少しネットで見たりしましたけど、ここから巣立った子どもたちが笑顔でという紹介もありましたけど、成果というふうに呼ぶべきか分かりませんが、どういうふうに役に立てたのかという評価はどうなっていますか。

○学校教育課長

開設以来の人数等は申し訳ございません、把握しておりませんが、昨年度は7名です。その後、本年度につきましては、現在のところ7名の入級者がございます。昨年につきましては、中学校3年生5名が適応指導教室を卒業しております。公立の定時制であったり、通信制の高校等に進学をしまして、自立に向けた一歩を踏み出すということになっております。

○川上委員

中間的というか、事業の成果、評価を取りまとめたりしたことはありますか。

○学校教育課長

事業成果について取りまとめたものについては、申し訳ございません、把握しておりません。

○川上委員

把握していないということは、どういうことですかね、ないということですかね。あるけど把握していないってことですか。教育長が答弁したらどうですか。教育長が。

○学校教育課長

これはもう毎年なんですけど、私が今年度赴任しましてからも、適応指導教室の所長が、1週間に1度、必ず打合せをしまして、そのときに子どもたちの来室の状況であったりとか、子どもたちの学習の状況であったりとか、その辺りにつきましては、常に情報のほうを共有するようにしております。そのほか、毎月の終わりには、子どもたちがどんな状況であったかということ、情報をこちらのほうにいただくようにしております。

○川上委員

3年ごととか、1年ごととか、適応指導教室と呼ばれる事業の成果と、一般論で言いますよ、お役所言葉みたいになるけど、成果、評価、課題とかいうのは、やってないんですね。やってないってことを確認してください。

○学校教育課長

毎年定期的というか、その事務事業の評価のほうはやっているのですが、事業について、例えば来室者が非常に少ないとか、本年度子どもたちが、数が少ないとか、それから適応指導教室、もう少し環境のほうを整えないといけないとか、そういったことについては、常に所長のほうから情報をいただきまして、こちらのほうで対応するようにしております。昨年度につ

きましても、1学期の状況で、もう少し学校のほうは困り感のある子ども、通いたい子どもがいるのではないかとということで、適応指導教室のほう、学校教育課のほうと一緒に、学校のほうを訪問して、入居者、子どもたちの様子を伝えに行ったりとか、さらに、入室したい子どもたちをこちらのほうから学校のほうにお尋ねに行ったりとかをしております。そのほか、環境についてもさらによくなるように、改善をしていくというようなことをしております。

○川上委員

事業評価はやってないということ、今、確認する答弁ではなかったかと思うんですけど、当面する課題としては、学校に行かない、行けない子どもたちが3倍、あるいは1.4倍に増えていっているのに、適応指導教室に入室する子どもたちは、それに伴って増えているわけではない。だから、どこかそごがあるのではないかとということで、学校の現場に行ってみたりということをしていますということなんですね。それは分かりました。後ろのほうの環境の問題というのはどういうことですか。

○学校教育課長

例えば、教室の中の明かり、電灯の問題であったりとか、それから、今で言いますと、ICT関係の無線LANの状況であったりとか、ICTの関係とかですね、その辺りを環境整備するように最近はしております。

○川上委員

それが環境の意味なんですね。役所の中では子どもたちが出入りしにくいとかいうようなことではないわけですか。あるいは防犯上心配だとか、そういうことでもないわけですね。

○学校教育課長

はい、穂波庁舎の今の現在地においては、そのようなことはございません。

○川上委員

駐車場が必要な場合は駐車スペース山ほどあるし、あの施設で何ら問題はないという認識なわけですね。それで、所長はどなたですか。

○学校教育課長

昨年度退職されました橋爪英雄所長さん、退職された校長です。

○川上委員

じゃあまだ若いということですね。昨年度退職ですから何歳ですかね。60初めぐらいの方。61、ちょっとどういう年齢の方が学校に行かない、行けない児童生徒に向き合っているか、男性か女性かということもあるので聞いているわけですよ。

○学校教育課長

所長は61歳になります。男性です。それからもう1名の指導員、主事につきましては女性です。68歳ぐらいだと思います。

○川上委員

そういう年齢の方々の男性と女性が、先ほどから言っている子どもたちに相対しているということなんですね。そこで、その現場から、そこには保護者会とかあるんですか。

○学校教育課長

ございません。

○川上委員

そうすると、この適応指導教室を改善充実させるために、何か要望が教育委員会に届いたことがありますか。

○学校教育課長

こちらのほうでは、伺ったことはございません。

○川上委員

こちらのほうではというのはどういうことなんですか。

○学校教育課長

学校教育課、教育委員会として、聞いたことはございません。

○川上委員

適応指導教室に直接関わりがない方で、直接は関わりがない方から、教育委員会にこういうようなことをしてはどうかっていう提案は、学校現場にはなかったでしょうかね。

○学校教育課長

学校のほうからも報告や相談等も受けておりませんので、なかったというふうに認識しております。

○川上委員

事実関係はなかったと認識するのではなくて、学校からの報告はないというのが事実なんですよ。それで、答弁確認しましょうかね。そしたら教育委員会の中に課が幾つもありますけど、教育総務課とか、それから学校教育課とかあると思うけど、課にそういう第三者から、直接関わりがない方で愛情を持っている方から、こうしたらどうかっていう提案とか要望とかはなかったですか。

○学校教育課長

はい、ございません。

○川上委員

教育長にはなかったですか。

○武井教育長

私のほうに適応指導教室の充実に向けての要望ですか。飯塚市適応指導教室の充実に向けての要望――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11：41

再開 11：41

委員会を再開いたします。

○武井教育長

失礼いたしました。ご質問の、飯塚市適応指導教室の充実に向けて、何らか私に直接要望ということは、着任以来ございません。

○川上委員

武井教育長以前に、教育長にそういう相談があったということはないですか。

○片峯市長

ございました。不登校の子どもたちへの支援の在り方について、どうしても多くの人に関わってほしいので、教員OBの関わりだとか、それから人材派遣事業というのをいつも生涯学習課が人材登録して行っていますが、その派遣はできないのかとかいうことはございました。対応できるところから対応を、教育委員会共々に相談も受けながら、私の立場で相談も受けながら対応してきたつもりです。

○川上委員

武井教育長の前は、西 大輔教育長ですよ。片峯市長は今、以前自分が教育長だった時代のときのことをおっしゃっているのか、それとも市長になった後のことをおっしゃっているのか、どちらですか。

○片峯市長

市長になった後でございます。

○川上委員

それはいつのことですか。

○片峯市長

たしか、私が教育長を辞めてその次の年、ですから、今から、市長になって5年ちょっとですから、4年ほど前だと思います。人材派遣事業につきましては、教育長のときに相談がありました。そして教員OBの活用とか学校の先生方の支援体制づくりについては、4年前でございます。

○川上委員

分かりました。教員OBの派遣については、でもそこは所長と指導員と2人ということなんですよ。市の手当としては、どういう要望があったのですか。それ以外にボランティアでティーチみたいな形で来てほしいみたいな感じだったんですか、どういう課題があったんでしょうか。

○片峯市長

先ほど学校教育課長も答弁しましたとおり、不登校の子どもたちそれぞれが抱えている背景、そして学習面で習得している段階、非常に様々でございますので、できましたら、より個別に近い形での支援をすることが求められます。そういった中で適応は2名、指導員がですね。そして、オアシスのほう、それからみんなのおうちのほうについては、皆さん一生懸命やっというらっしゃるけれども、より、何ていうんですかね、専門性のある方々からの支援も整えることが子どもたちにとって必要でないかという観点から、教員のOBの協力や、それから現場の先生方の協力について相談があったということでございます。

○川上委員

その方は、教育長には話をしていないわけですよ。片峯市長が市長になった後に話したというときは、教育長に話していないんですよ。

○片峯市長

私が教育長を退いた後は、西 大輔氏が3年間教育長ですから、4年前ですから、今の武井教育長ではなく、西 大輔教育長でございます。教育委員会には話っております。その話が私のほうにも来ておりました。

○川上委員

そうすると、武井さんはよく分からないってことだったけど、西 大輔教育長のときに、その方は、今、市長がお話しになったようなことを受けていると。自分が受けて片峯市長に相談したということなんですか。

○片峯市長

教育委員会のほうからも相談がありましたし、たしか、直接教育委員会のほうにおっしゃったその方からも相談がありました。

○川上委員

そこで、次に移るんだけど、総合教育会議、今、答弁があったことと関連するような発言を市長がされています。そこで、教育委員会制度については、一般質問でもお尋ねしましたけど、何年前かに法改正がありまして、2015年から新しい指導システムになっていますよ。それでそのときに、この総合教育会議というのが法で整備されていくんだけど、この会議の場で片峯市長は今年1月31日ですけど、紹介があったような発言をされております。それでそもそも、この総合教育会議というのがどういうものなのかというのを、ちょっと認識を説明してください。

○教育総務課長

総合教育会議とは、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思調整を図りながら、地域の教育の課題や、やるべき姿を共有してより一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的といたしております。総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づきまして、地方公共団体の首長と教育委員会が教育施策について

協議調整する会議体で、地方公共団体に設置されるものでございます。

○川上委員

地方公共団体の長と教育委員会という執行機関同士の協議と調整の場だということなんですけど、ここで言う協議とは何のことですか、どういうことを協議と言っていますか。

○教育総務課長

定義ともなりますけども、協議につきましては自由な意思交換として幅広く行えるものであり、調整につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、地方公共団体の長の権限と調和を図ることとなっております。

○川上委員

協議は自由な意思交換ではなくて、意見交換でしょ。意見を交換する。ちょっと確認ときましましょう。

○教育総務課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

協議や調整事項の具体例は示せますか。

○片峯市長

今ですね、何か協議懇談というよりも調整という機能がございまして、本市の教育に関する大きな方向性について、市長と教育長ももちろん含んだ教育委員とで意見交換をし、大きな方向づけをするような会議として位置づくものでございます。そして、それを大きく総合的に整理し公表するのが教育大綱でございます。また、今ご質問のありましたことで言いますと、例えばこれ令和2年12月ですが、学校教育の教育観について、協議題として、共通認識を持ちました。また、教育のデジタル化の推進について、今のままの年次計画でいいのかどうか、もっと急ぐべきなのか、何を重点化すべきなのかについても協議をしました。また、学校全部だけでなく、文化財の保存活用や子ども図書館の創設についても協議題といたしました。今回、委員がお尋ねになっております不登校の実態等については、実は2回目でございます。前回、令和元年10月31日にも協議調整事項の内容に入っているものでございます。以上、幾つか具体例を挙げさせていただきました。

○川上委員

そこで、今協議の課題調整の具体例はどうかという話をして、市長から答えてもらったんですけど、協議の議題とすべきでないものがあると思うんですけど、どういったものがそういうものに該当するのか、認識をお尋ねします。

○片峯市長

私が意識しております、私がちょうど教育長のときに法改正がありまして、市長部局がすべきこと、教育委員会部局がすべきこと、そして、共通にすべきことということで、随分悩んだことがありますので、法解釈とともに私が整理している分については、教育の内容そのものと、教職員の人事については、市長が口を挟むべきでない。なぜかという、これは思想、信条、教育の中立性を損なうことになってはいけないから。そのように自分の中では定義をしております。

○川上委員

そこは一致しますよ。教職員の人事、それから、その中で特に政治的中立性の要請の高い事項と一致したと思いますけど、これに見解がいろいろあると思いますけど、日常の学校運営に関わるささいな事項とかいうのもあるわけですよ。どのぐらいがささいなのか、ささいなと言われる中に大事なものもあるんですけど、そういったことも、なじまないというふうに言われているわけなんですけど、それで、片峯市長の1月31日のこの問題に関する、適応指導教室に関する発言がよく分からないわけですね。藤江先生というのは誰なんですか。

○片峯市長

そうですね、この会議の中で、総合教育会議の中で固有名詞を挙げたこと、そのものも私は反省しておりますが、結果的に挙げて、それを会議録として公表されておりますのでお答えいたしますと、私の中学校2年生、3年生のときの担任の先生でありまして、現在は不登校の子どもたちを受け入れて、その自立に向けて支援をしてくださっているオアシスの代表者であるとともに、本市の花いっぱい協議会の会長であります。

○川上委員

今、片峯市長が、会議録に載っているのもう自分が名前を挙げてしまったのは、ちょっと反省するところがあると言われましたかね。でもね、この法律で会議録の調製の責任は市長にあるわけでしょ。だから、どういうふうな反省をするのか、しゃべったことを反省するのか、なおかつ、会議録にその名前を残したことを反省するのか、ということはあると思いますよ。それで、この藤江——もう行きがかり上、もう言いましたけど、この方とはその話を、いつどこでしたのか、1回なのか複数回なのか、関心があるわけですよ。市民が。ちょっとお尋ねします。

○片峯市長

今回上げるに至る前に、このような問題提起は、先ほど言いましたように4年前にも受けました。不登校の子どもたち支援の充実のための方策として。それは言いましたとおり教育委員会にも話を通している。でも、その中でできることとできないことがありましたが、それについても、でも、子どもたちのためにできるんじゃないかということで、お話があったのが、総合教育会議、12月でしたけど、すみません、1月でしたけど、自分が直接、今回述べたようなお話をお伺いしたのが12月の年末だったんですが、普通は、すみません、これもきちんと説明します。私と公室、つまり応接室等でお会いする方は、秘書課が調整して、時間を決めてお会いするようにして、スケジュールも全部残しているんですが、このとき、先生が市役所のほうに来て、市長はいらっしゃいますかということで、自分が在室していましたので、そんならちょっといいやろうかということで、お見えになりましたので、すみません、記録を確認しましたが、12月の年末だったということしかご答弁できません。そして、お話の内容は、適応指導教室支援についてのお話でした。そして、それについて私なりの見解をお答えいたしました。これは恐らく教育委員会のほうでもできるでしょうが、教育委員会のほうはこのことは教育委員会でも、先生の気持ちは分かりますが、難しいですよ、みたいなお話もしました。で、その中で、最も心配、でもその先生がオアシスの先々を懸念されて、ご相談、お見えになったことは分かりましたので、私は、現実オアシスに子どもたちがいますので、先生に、ご病気で何かあったりしましたら、毎日常駐なさっているのは基本的には先生でしたので、この運営そのものがどうなるんですかと。むしろそのことのほうも僕は懸念していますよという投げかけをいたしましたら、引受け手がはっきりないので、自分の後をやってくれる人がですね、新たな体制についても考えていきたいと思うということをおっしゃいましたので、私のほうから逆提案をした次第でございます。コスモスとオアシスの融合ということでございます。

○川上委員

その藤江さんは、オアシスの代表として、つどいの広場も使っているわけですから、だからこれは福祉部でしょ。だからこの事業としては民間なので、これは教育委員会の所管になるんですか、オアシスは。それとも福祉部の所管になるんですか。あるいは所管は関係ないですか。

○片峯市長

これはあえて、自分が県でこの部分を担当していましたので、すみません、教育委員会じゃなくて、私が答えさせてもらっていいですか。（発言する者あり）はい。ごめんなさい。

○川上委員

私の質問は、オアシスの件は市の事業の中ではどこが担当するんだろうと思ったわけです。

そのときに、不登校児童生徒の問題とすれば教育委員会になるのかなと。あるいは、その子どもたちの福祉の問題という角度で言えば、既にもう使っているわけですから、市長部局になるのかなと。どういう切り分けになるのかをちょっとお尋ねしたんです。

○片峯市長

施設の総合的管理運営は福祉部でございます。今委員が前段でおっしゃいましたとおり、ただしその活用目的とお世話になっているのが、各市内小中学校に在籍している子どもたちでございますから、それに対する支援や相談窓口は教育委員会でございます。

○川上委員

そうすると、福祉部の市長部局の管理する施設を使っている教育委員会が所管する——市としてはですよ、団体の代表が、年末に市長のところを訪ねて、ちょうど在室していたので話を聞いたところ、教育委員会に関する所管に関わることであったと。で、そのときは12月議会はもう終わっていたんですか。

○片峯市長

私が議場や委員会室ではなくてフリーだったので、終わっていた時期です。

○川上委員

なぜこんなことを聞いているのかお分かりと思いますけど、藤江副市長が1月1日就任することが議決されていた後なんですね。時期的には。それで、それからひと月後の総合教育会議に望むんですけど、その間のことがよく分からない。総合教育会議でオアシスと適応指導教室を融合と言うでしょう。融合という言葉の意味も、実はよく分からないんですよ。あれでは。それで、適応指導教室を解散するっていう趣旨ですか。

○片峯市長

逆に、適応指導教室そのものの運営は教育委員会が直接所管していますので、運営については何ら問題はないものと思っております。オアシスのほうが、藤江先生をはじめ、周囲の方々の社会貢献意識によって成り立っているものでございますので、メンバーに何かありましたら、その存続は心配するものでございます。それで、オアシスのほうといわゆるコスモスのほうを一緒にすることによって、それらを市の教育委員会の所管とすることで、持続可能になるものと考えました。しかしながら、活動の内容等々がイコールではありませんので、その方向性で調整を今後していくということについて、総合教育会議の中でも出させていただいた次第でございます。

○川上委員

その中身について、ここで深く入っていく必要は、今日はなかろうと思っておりますけど、意味が分からないんですね。条例事項なんですよ、適応指導教室というのは。オアシスは全く関係ないでしょ。それを融合するというわけですから。そしたら、適応指導教室を廃止するのか、条例上、そして市民の取組のほうに合流していくということになるのか、あるいは市民が取り組んでいるものを廃止して、適応指導教室のほうに引き込むなんていうことは到底できるわけがないけども、その逆というのは、責任の放棄となる危険性があるとは思いますが、市長がもしかしたらそう考えたのかなと思ったわけですよ。だから、適応指導教室廃止というふうには、廃止によって融合するというふう考えたのか、何をつくろうと思ったんですか、融合によって。

○片峯市長

実はオアシスが成り立たなくなれば、今行っている子どもたちの直接的な行き場所がなくなります。そのことはあってはならんことだと思いましたので、その可能性ありというように、私は、可能性の問題ですけども、思いましたので、そういうことにならないように、公が一步踏み込んで、その子どもたちも受け入れることができるような変えた形に変えようと。ただ、在り方が大きく違うので、いきなりポンというわけにはいきませんので、これについてどうすることが子どもたちにとっていいのか、また市として正しい方向性なのか、今後その方向で中

身の運用の在り方も含めて検討しましょうということでございます。これを、あえて事務事業として、教育委員会のほうに、これ、そうなってしまってからでは子どもが宙ぶらりんになりますから、そうならないような、手だてを打とうとしたものでございますが、これをあえて事務事業とせず、総合教育会議の中にあえて出しましたのは、不登校問題という本市が解決すべき大きな問題がありまして、その中の一つの柱は、その不登校の子どもたちの第2の居場所づくりでございますので、それについては、教育委員さん方とも共通認識を持つべきことだと思いますので、あえて事務事業としてではなく、公表すべき総合教育会議で協議させていただいたものでございます。

○川上委員

私はずっと聞いていてもこういうことだなと思ったんですけど、やっぱり教育委員会の事業と市民の事業を、市長が混同して混乱しているのではないかと。それぞれに市長の権限の範囲で適切にサポートする方法があるのに、その方が高齢であることを捉えて、それぞれにいろんな団体組織があつて、高齢になったらその中で新しい役員が生じたり、リーダーが生じたりするじゃないですか。ところが、市が条例で決めている事業に、民間というか、市民の取組でうまくいかななくなったら融合しようという考え方はよっぽどですよね、混乱がある。それと、いつ混乱したかというのが、思うわけです。そのときにはもう既に混乱していたのか、その後、会議録を読むと、福祉部とも話をした、教育長とも話をしたって言われているではないですか。だから、混乱していたとすれば、混乱の始まりまで遡って解決したほうがいいと思うんで、12月末にその方とお会いになって、もう年末だから、年が明ければ藤江美奈さんが副市長という状況の下で、しかも担当するわけだから、福祉文教を。ということになれば、そういう状況の中で、先に福祉部と話したんですか、教育長と話したんですか、ちょっと流れを教えてくださいませんか。

○片峯市長

まずは、普通であれば、質問者がおっしゃっているとおり、民間が運営しているところに公、しかも私がそこで、私も一緒にひと汗かきましようみたいなことは、そういう越権行為かつ僭越なことはいたしません。ただ、今回のこの件、何もしなければ、宙ぶらりんになる子どもたちが出てきそうなことが想定されましたので、何とかせんといかんという思いでございます。だから、あえて、民間が運営なさっているところですが、今回のような形をとりました。とる中では当然のことながら、そういう子どもたちに関することですから、年明けすぐかな――、すみません。教育長とはしょっちゅう話しますんで、こんなことも考えて、こういう相談も受けているので、この総合教育会議の議題に上げる前にも、こういうことについて、ぜひ考えていこうということで相談をいたしました。その上で、教育長としては、もう子どもたちのためだったら、調整しなければならぬハードルが幾つもあります、考えないといけませんねということの返事をいただきました。それを受けて、ただ、そこだけの話でなく、これも委員が冒頭におっしゃいましたが、建物を管轄しているのは福祉部でありますので、福祉部のほうに、あそこにもコスモスの子どもたちが行くとなるというよりも、若干規模は大きくなるけれども、教育委員会が今まで以上に責任を持って、総合的に両方運営できるので、いいかと思うけど、そういうことの方角で検討していいかということ、福祉部のほうに訪ねました。

○川上委員

教育長、今の話、そのとおりなんですか。片峯市長が言われたのは、コスモスに入室している子どもがオアシスに行くという形で捉えているんですか。そしたら、適応指導教室は空っぽになるということになるのではないかと。条例上も廃止になるのかなという気がするんですけど、教育長はどう受け止めたんですか。

○武井教育長

市長が私とのやり取りをご答弁していただいて、もうそのとおりでございますけれども、も

う一番は教育長として、実際不登校の子どもたちが学校以外で、学校にも校内適応指導教室とかいうのをつくっていますけど、市の適応指導教室とオアシスとみんなのおうちしかなくて、オアシスはその中でも人数が多く、飯塚市立小中学校の児童生徒を受入れていただいております。そのことが、なかなか継続に課題があるというお話で、その子どもたちが本当に不利益を被ることだけは、絶対避けなければならない。そういう意味で、まだ協議調整が総合教育会議で終わりましたけれども、方向性を、市長のご答弁にもありましたけど、方向性が決まったということで、具体的な在り様は、まだ詳細は定まっておられませんけども、質問委員がおっしゃるような幾つかのことが想定されますので、もし急になくなるとなれば、受け入れなきゃいかんという話にもなるでしょうし、そういうような認識で、私はまず、第一義的に、児童生徒の不利益にならないようにということで、教育長としては思いを強くしたところでございました。

○川上委員

子どもたちの不利益にならないようにというのは当たり前なんですよね。共通の土台ですよ。先ほど学校教育課長が答弁していただきましたけど、現在学校に行けない、行かない子どもたちが、363人というわけですよ。そして、3つの事業に関わっている子どもたちが29人というわけですよ。ですから、330人以上の、どういう状態にあるか分からない児童生徒がいるわけですよ。事件に巻き込まれる危険はないのか、虐待がないのか。学力はどうなのか。心の健康とか、コロナの関係はとか、そういう学校に行っている子どもも同じなんだけど、食事をとっているのかね、そういうようなことがあるわけですよ。そうした中で、さっき武井教育長が言われて、ちょっと聞き間違ったのかもしれませんが、急になくなることがあったとしたらと言われたのは、何がなくなるんですか。

○武井教育長

民間施設のオアシスという子どもたちが今大変健やかな関わりをしていただいている居場所がなくなるという意味でございます。

○川上委員

それは大事な点だけど、それは交通整理としては、市長部局の責任の範囲内でしょう。オアシスは。

○武井教育長

確かに民間でございますが、市長のご答弁にもありましたけれども、私どもの関わりとしては、もう全国でも今自治体が設置している市町村あるいは県の、適応指導教室というのはちょっと言葉が古くて、今は教育支援センターという言葉が国が推奨しているんですが、そういうもののほかに本当に多くの、民間のNPOさんですとか、いろんな、いわゆるフリースクールとか、民間施設というところで子どもたちが本当にそこが居場所になって、そこでいろんな学びを続けております。そういう意味で、私どもは、学校にとってもそうですけれども、子どもたちを受け入れていただいておりますので、連携を図る、そして、教育委員会としては学校とそういう民間施設、フリースクールとの連携も密にする、そういうのを私ども、促進する、働きかける役割がございますので、そういったのが、教育委員会として、民間施設との関わりだというふうに認識しております。

○川上委員

私がさっき市長の責任範囲でしょと言ったのは施設のことですよ。それで、藤江氏と片峯氏が話をしました。年が明けました。副市長もできました。そして、強化されるでしょうと、対策が、流れの中で、片峯市長と武井教育長が話をした。武井教育長は先ほどの話だと、幾つかハードルがあると言われましたね、市長が。それを共有できるのであれば、武井教育長のほうからそのハードルはどういったものがあるのか、答弁してもらいたいと思います。

○武井教育長

話にも少し出てきましたけども、施設とかいう問題は、私どもの権限の範疇ではありません

ので、それも一つ課題でしょうし、実際にどういうスケジュール感で——私、個人的に考えますのは、オアシスというのは、本当にこれまでも多くの子どもたちがそこで学び、過ごして、そして巣立って、本当に社会的な自立を、多くの子どもたちが果たしております。いろんな各方面からも受賞をされたりとか、業績、実績というのは、他が知るところだと思っておりますので、そういうよさもですね、例えばボランティアの方がたくさん関わっていただくという、県で初めてシステム化されたサポーター制度というのを日常運営されています。そういった方々とのつながりとかいうものも、子どもたちにとっては、豊かな成長に大事でしょうから、そういったのをどう引き継ぐとかかですね、ソフト面の、そういう様々なハードルはあるなど。ただ、私どもが、市の適応指導教室にお迎えしますよというだけではないハードルがあるなどというような認識を持っておりました。

○川上委員

よく分かりませんが、目標、ゴールインは何なんですか。ゴールがあってハードルがあるわけでしょう。飛んでいくんでしょ、ハードルだから。ゴールはどういう姿なんですか。適応指導教室を廃止し、オアシスへの一本化かと聞いたら、違うと言うでしょう。何ですか、ゴールは。融合という表現が分からない。その話は年が明けて、3人で話したんじゃないんですか。2人だけで話したんですか。副市長を含めて3人で話すでしょう、当然。

○武井教育長

答弁の中でも先ほどは納得しておられましたけど、融合という言葉は幅広うございますけども、そういう方向性が、総合教育の中で、会議の中で協議調整がなされ整ったということで、方向性が決まったわけございまして、その辺をさっき、少しお話ししましたが、これからしっかり考えていかなければならないと考えております。

○川上委員

藤江さんと会う、年末に。そして副市長が決まる。そして武井さんと片峯市長が協議をした。で、方向性はまだ分からないと言うときは、副市長も含めて話してないかと聞いたんですよ。

○武井教育長

副市長との話はございません。私には、市長のご答弁にもありましたけど、総合教育会議に不登校関連の案件とあわせて、この話題を、総合教育会議では、それぞれの自治体の課題あるいはあるべき姿というのを、関係者、市長を含めて、教育委員と6名で共有するという場もあります。その中で、協議して、調整をしていくってことですから、それに上げますよという話、その上げる背景や理由をお聞きして、私も第一義的には、それは大事なことですなという認識を持ったところでございます。

○川上委員

言葉尻を捉えるのは余り好きじゃないけど、片峯市長とあなたは、教育長という点で言えば先輩後輩、教育事務所という点でも先輩後輩でしょう。先ほど確認したように、総合教育会議というのは、地方公共団体の長と教育委員会の対等の協議機関になるわけでしょう。市長と教育長が打合せをして、あと4人の教育委員に来ていただいて、納得してもらおうという場ではないと思うんですよ。でも現実的には、そのような方向であなた方は進めようとしたのではないんですか。今のお話だと。違うなら違うと言っていいですよ。

○片峯市長

どのタイミングだったか分かりませんが、これまでの協議調整事項についてお話をしましたが、当然のことながら、市の総合教育会議を主催するのは市長でございますが、そこで議題として上げる内容については、総合政策課を通して、教育委員会とも事前に協議をし、本当にそのことが市全体にとって必要か、そして教育委員会にとって必要かという観点から、事前に打合せをして、議題を決定いたします。その中での話であって、教育長と先に打合せをして、そ

の方向に持っていかうとかいうような、そんな教育委員さん方に失礼な考えは毛頭ございません。

○川上委員

そのように運営したのではないかと疑う理由が十分にあります。その第1は、片峯市長、副市長の出席なんですよ。副市長には誰が出席要請をしたんですか。

○片峯市長

私のほうが副市長は2名おりますので、それぞれが担当する部局、そしてそれが決裁にも上がっていくんですが、とは別に、例えば企業局については久世副市長、教育委員会のことについては、藤江副市長とかいうようにして、役割を決めております。で、そういう中で、教育委員さん方が一堂に会される副市長になられて最初の機会でございますので、副市長も出席なさって、まずご挨拶されたらどうですか。そして総合教育会議というのがどういうものか御存じないと思われましたので、それをお知りになるいい機会だと思いますというように、私のほうがお誘いをいたしました。

○川上委員

藤江副市長の挨拶は、開会前に行われましたか、それとも開会後に行われましたか。

○教育総務課長

副市長の挨拶につきましては、冒頭、会議主催者の挨拶の前に、副市長が挨拶をされております。

○川上委員

市長が最終決裁をした会議録にはオブザーバーとなっていますよね。オブザーバーと項目があつて、藤江副市長となっています。これは何ですか。

○教育総務課長

一般に、オブザーバーとは、会議の決定権はありませんが、会議に参加できる方と意味することと解しております。今回、飯塚市総合教育会議運営要領におきまして、オブザーバーという規定はございませんけども、表現については一部不適切などころがあつたと考えております。今回、副市長の参加につきましては、さきの福祉文教委員会におきまして、副市長からも説明されましたが、教育委員会に関する事務を担当する副市長であることから、市長が主催し、教育委員会と協議調整を行う会議の場に出席され、協議状況を把握することに問題はないとは認識いたしております。

○川上委員

誤りだと思うんだけど、それはお認めになりますか。

○教育総務課長

運営要領にないオブザーバーという規定の中で出席を要請いたしましたことにつきましては、誤りだったと認識しております。

○川上委員

先ほどから、教育委員会制度の意義や特性について、17日の一般質問でも確認いたしましたけど、相当に地方公共団体の長と教育委員会というのは緊張関係がなければならない。ところが、先ほど言ったような、個人的な間柄がありますよね。個人的な特性は、教育長出身ということで。だからなおさら気をつけなければならない関係ですよ。この総合教育会議の協議調整に当たっては、で、そこに構成員でない副市長を呼んで挨拶を特別にして、そして市長、一方の側である市長が、オブザーバーであるという認識を示す。これ永久保存でしょう、この会議録。そういうようなことをしてることについて、やっぱり市民は目くじらを立てる必要があると私は思うわけですよ。議会も。教育の公正さ、中立性を維持していくために。ここでは、やっぱり市長に緊張感を持ってもらわないといけない。反省も深くしてもらわないといけない。しかもこれが、自分の恩師が突然訪ねて、年末に来たことから出発していることを考えれば、

極めて重大だろうと思うんです。そこで、福祉部との話し合いはどういうことになっていったのか、先日市長がおられない時にお尋ねしたこともあるんですけど、今日は市長の口から、今、教育長との関係を私聞きましたけど、福祉部との関係をどういうことなのか、会議録もありますけど、ちょっと説明していただけますか。

○委員長

すみません、川上委員にちょっと相談なんですけど、ちょっと長時間になっていますし、もう時間も12時半なので、一旦ここで休憩に入らせてもらってよろしいですか。

暫時休憩いたします。

休憩 12:30

再開 13:29

委員会を再開いたします。それでは適応指導教室の融合については一旦保留し、順番を入れ替え、先に報告事項を進めます。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「令和3年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

国において、平成25年4月1日に施行されました、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条に基づき、本市では、飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針に従って、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に取り組んでおります。この取組の令和3年度調達実績についてご報告申し上げます。

資料を御覧ください。上段の表は、令和3年度の調達実績を、種別、年度ごとにまとめております。令和3年度の調達実績は、物品に関しましては、事務用品など計6件、84万2660円。役務に関しましては、主に草刈り業務、公園や公共施設の清掃など26件、767万2870円。総件数としまして32件、総額851万5530円となっております。実績費用につきましては、令和3年度調達目標額の767万4672円を84万858円上回り、目標を達成しております。

次に下段の表は、参考として直近3か月3か年の実績を、種別、内容ごとに求めております。令和3年度は、前年度と比較して物品・役務を合わせて総件数8件、総額84万858円の増となっております。令和4年度の調達目標につきましては、過去の実績をもとに、物品・役務を合わせて総額723万9千円で目標設定を行い、引き続き、関係各課のニーズと施設側の実態を把握しながら、取組の推進に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「旧称成人式の今後の名称及び令和5年開催概要について」、報告を求めます。

○生涯学習課長

令和4年4月1日から、民法の一部を改正する法律が施行され、民法に規定する成年年齢が18歳に引き下げられましたが、本市では、成年年齢引下げ後も二十歳を対象に式典を行うことといたしまして、「成人式」に代わる式典名称を新たに決定いたしましたので報告いたします。また、飯塚市文化会館大規模改修に伴いまして、式典の代替会場を決定したため、併せて開催の概要を報告させていただくものでございます。

1の式典の今後の名称につきましては、対象年齢が分かりやすいものと考えまして、「二十歳（はたち）を祝う会」に決定いたしました。

2の開催概要について説明させていただきます。開催日時は、令和5年1月8日、日曜日、12時から受け付けを開始し、13時から式典を開始しまして、内容を短縮し1時間程度で終了する予定としております。会場は例年飯塚市文化会館としていますが、今年度は大規模改修のため、代替会場として協議の結果、第一体育館での開催に決定いたしました。実施形式は集合WEB併用形式としまして、本市のユーチューブチャンネル等で式典の様子を配信し、来場ができない場合でも視聴することができるようにいたします。本年度の式典対象者は、令和4年6月1日現在で1250人となっております。昨年同様、新型コロナウイルス感染症対策を万全にいたしまして、式典を開催いたします。

以上、簡単ではございますが、旧称成人式の今後の名称及び令和5年開催概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。今回ご報告をいたします工事は、旧蓮台寺小学校解体（その1）工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、指名競争入札参加指名基準及び運用基準に基づき、専門工事・解体の市内業者として登録されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。旧蓮台寺小学校解体（その1）工事につきましては、9者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6877万5300円。落札率91.99%で、大栄建設有限会社が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります9者中9者の同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

以上、工事請負契約についてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

その1ということなんですけれども、工事の内容をお尋ねします。

○契約課長

工事の概要につきましては、管理棟の解体工事、それから校舎棟の解体工事、鉄骨渡り廊下の解体工事、以上の解体工事となっております。

○川上委員

その1ということは、その2とかその3とかあるんでしょ。そのところの工区割りはどうなっていますか。

○契約課長

今回のその1工事が終わりました後に、関連工事といたしまして、その2、その3工事というのが、予定がございます。

○川上委員

その2、その3というのはどういう工事ですか。

○契約課長

今回、先ほど申しました管理棟、校舎棟の解体になっておりますが、旧蓮台寺小学校は学校

の棟数が多ございますので、まず、その1工事で、管理棟、校舎棟を解体した後に、また残り
ました校舎棟につきまして、その2工事、その3工事で解体する予定といたしております。

○川上委員

まだその2、その3は決まってないんですね。公表はできないわけですか。

○契約課長

その2、その3工事につきましては、4月に公表いたしております工事発注見通しの中に入れ
ておりますので、概要については、その中に入っております。

○川上委員

福祉文教委員会ではその2、その3は答弁できないということなんですか。

○契約課長

委員会に報告いたしますのは、工事予定価格が5千万円以上のものといたしておりますので、
それ未満となれば、報告とはならないというふうに考えております。

○川上委員

私が聞いたのは、どういう工事をするのかと。工区割りはどうなっているのかと聞いたんで
すよ。それを福祉文教委員会に説明できないってということなんですか。

○教育総務課長

工事の概要ですけれども、先ほど契約課長が申しましたとおり、蓮台寺小学校が3階建てでご
ざいますけれども、2列、校舎棟が平行して並んだような形になっております。その1工事では、
手前側の、正門から入りました手前側の工区を、今回、解体工事で発注いたしております。そ
の続き、その2、その3につきましても、残った校舎棟解体の計画としております。その次に、
国道沿いに隣接しましたプール施設がございます。そのプール施設の解体を計画しております。
それが工事概要でございます。

○川上委員

それでくじ引ということなんですけれども、このくじ引が——、どういうふうに呼んだら
いいんですか、このくじ引の方法、ちょっと説明してもらっていいですか。

○契約課長

本工事の入札につきましては、電子入札の対象工事となっております、電子入札で実施い
たしておりますので、その中でくじ引がなされて決定をいたしております。

○川上委員

全く分からないでしょ。市民が聞いて分かるように、このくじ引の方法とかいうのをちょっ
と分かるように説明していただけませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:40

再開 13:43

委員会を再開いたします。

○契約課長

すみません。電子入札における電子くじの実施方法につきましては、入札される各業者さん
が入札される情報の中で、入札書提出日時、それからくじ入力番号と申しまして、応札者が入
札時に任意で入力した3桁の数字、それと入札書受付時に電子入札システムが自動付番するラ
ンダムな3桁の数字、以上3つの情報がございます。それを用いまして、まず、くじ対象者の
くじ入力番号と先ほど申しましたランダムな乱数を加算いたしまして、その結果の下3桁をく
じの番号といたします。そして、各業者のくじ番号を全て加算し、最後に、3番目に加算され
たくじ番号を対象者の数で除算します。例えば、3者であれば3で割るといったような形にな
ります。このときに、余りの値が出てまいります、それが当たりの番号という形になります。

くじの対象者を入札書提出日時の昇順に、ゼロからの応札順序をそれぞれ業者に設定いたします。その数字と当たり番号と応札順序が一致する業者が落札ということになります。

○委員長

すみません川上議員、くじ引の方法については入札制度に関わる内容に入っていると思われるので、今回の報告に対しての質疑を行っていただくようお願いいたします。

○川上委員

今聞いたのは、大栄建設有限会社がなぜ当選したのかが分からないから聞いているわけでしょう。これは9で割るから、余りはゼロの場合と1、2、3、4、5、6、7、8の場合だけになるんですかね。余りが9とかはないのか。

○契約課長

付番につきましてはゼロから始めますので、9者だった場合はゼロから8までの番号になります。

○川上委員

これは不正が入り込もうとした場合の、何かこう弱点は何かないんですか、このくじ引は。

○契約課長

業者のほうで、例えばコントロールできるという言い方が適切か分かりませんが、入札書の提出日時、提出の順番ですね。それとくじの入力番号というのは業者のほうで、例えば連合して話し合えば、そろえられるという形になりますが、その中で入札書受付時に、電子入札システムが自動的に付番するランダムな3桁の数字というのが入ってまいりますので、そこは業者のほうも、私ども行政のほうもコントロールできるものではございませんので、そこで不正なくくじ引というのは防げるというふうに考えております。

○委員長

川上委員、総務委員会の特別付託案件の内容に入っておりますので、この報告事項に関しての質疑をお願いいたします。

○川上委員

大栄建設有限会社の場合、乱数値が438となっておりますよね。この438はどうやって割り振られるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:48

再開 13:49

委員会を再開いたします。

○契約課長

失礼いたしました。入札の結果の中で、大栄建設有限会社につきましては、くじ入力番号が129、乱数値が438で、くじ番号が567となっておりますが、このくじ入力番号129というのが、大栄建設有限会社が入力した数値となっております。乱数値と申します438というのが、この電子入札システムが自動で付番した数字となっておりますので、その2つの数字を合計しました数字がくじ番号として567ということになっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

先ほどの「議案第65号 専決処分承認（令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」の答弁について、訂正したい旨の申出がっております。

○子育て支援課長

大変申し訳ありません。先ほど「議案第65号 専決処分の承認」につきまして、システム改修の契約先につきまして、行政システム九州株式会社と契約しておりますというふうに答弁いたしましたけれども、こちらは現在、随意契約で入札を行うために準備中でありまして、入札は明日行われるということでしたので、契約自体はまだ終わっておりませんでした。おわびいたします。申し訳ございませんでした。

○委員長

本件についてはご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 13:51

再開 14:08

委員会を再開いたします。

それでは先ほど保留しておりました、「適応指導教室の融合について」を再開いたします。

○川上委員

午前中は12月末に藤江先生と言われる方と片峯市長が話をし、教育長とも繰り返し話をしたところまでお聞きしました。それで、午後は福祉部と話をしたという発言がありましたので、市長のほうからどういう流れなのか、事実関係を聞かしてください。

○片峯市長

まず福祉部のほうとはですね、お2人に関わることになります。まず1月24日の日に、翌日が3児童死亡事例の検討委員会の報告書をいただくことになっていましたので、その報告会の進行の在り方とかいうことについて、子育て支援課長と打合せをしました。メインはそれだったんですが、そのときに私のほうから、実はこういう相談を受けていて、総合教育会議の中で議案として、議案の内容の部分として出そうと思っているけれども、所管している施設について、不都合がありますかというような話をそのときにいたしました。その後、部長には直接、部長からそのことを課長から福祉部長に報告がなされています。福祉部長の出席については、当日、実はこの不登校児童生徒の学びの保障についての議題とともに、学校と地域との連携について、民生委員さんや保護者さんとどう連携を図っていくべきかということについても、議題として上がっておりましたので、その関係から、所管課、これは総合政策課になりますが、そこから福祉部のほうに連絡がありまして、福祉部長も総合教育会議に出席していただいたということでございます。

○川上委員

そうすると市長は、つどいの広場所管の子育て支援課長に1度話をしただけなんですか。今から聞くことはですね、係長が起案して、課長が決裁して、部長へ、副市長へ、そして市長へっていう流れではなく、市長が別のことを課長と打合せした流れの中で聞いて、というので、そういう流れなのかなと、この問題は、取扱いは、という問題意識ですよ。それで、子育て支援課長は福祉部長に報告するわけですか。私は福祉部長が片峯市長から聞いて、子育て支援課長に話を聞くということかなと思ったんですけど、ちょっと違うようですよ。どういうやり取りが課長と部長、部長はいつ聞いたんですか。課長からは。

○福祉部長

今市長が言われましたとおり、市長と子育て支援課長の打合せの翌日ですね、私のところに子育て支援課長が来まして、今、市長が言われたとおりのお話を伺いました。

○川上委員

渡部部長はそれからどうしたんですか。

○福祉部長

どうしたということもなく、まだこの段階では市長がこういうプランをお持ちだということで、私も担当課長から聞きましたので、まだプランの段階ですから、そういう話がしっかりま

とまった段階で私たちも調整に入るべきだと思いましたので、その時点ではお話を伺う、課長から話を伺うにとどまっております。

○川上委員

それはちょっとおかしくないですか。市長は、教育長と話をして、総合教育会議の議案にしようという話をしたわけでしょう。そして課長に、今の話だと、このことを議案にするけれども不都合はないかということなんでしょう。課長は、部長に何を報告したんですか。総合教育会議の議案が、こういう議案が出ますよというのを、課長が部長に報告するんですか。

○子育て支援課長

私のほうでは、市長とお話をさせていただいたときに、オアシスを今後充実させていくために、こういった方法もあるのではないかということをお伺いしましたので、福祉部としては、子どもの居場所をつくるため、確保するための事業になりますので、ですが、子育て支援課がつどいの広場を所管しておりますけれども、オアシスの活動自体は民間で、ボランティアでやられているものですので、どうこうすることはできませんので、まず適応指導教室とオアシスのほうがお話をさせていただいて、その必要性を、実際どのような形で、いつからどのような形であるのか、もう少し具体的なものがないと何もできないので、まずそこをお話をいただければ、子どもの施設としてのつどいの広場の活用方法はあるのではないのでしょうかということをお伺いしました。そのことを部長にもお答えをして、今後そういった話が具体的になった場合には対応していきたいということで、報告をさせていただいております。

○川上委員

総合教育会議の議案に載せるけど、不都合はないかと市長が聞いたと言われているんですよ。それで渡部部長は、課長からこのことが議案になるというふうに聞いたんですか。

○福祉部長

はっきり言いますとそこら辺は曖昧な記憶でしかありませんけれども、はっきりした記憶はございません。ただそのときは全く、言い方は悪いですけど、海のものとも山のものとも、まだプランの段階ですので、私たちが動くべき方法もありませんし、手段も持ち合わせておりませんので、ですから、聞き及ぶにとどまるというような形で終わっております。

○川上委員

片峯市長は、課長に総合教育会議に議案として出すというふうに言ったわけでしょう。不都合はないかとまで聞いているわけでしょう。それでね、藤江美奈副市長は、このことが議案になるというのはいつ知られましたか。

○教育総務課長

(発言する者あり)事務局側としては、副市長に対し、議案になるようなことを申し添えておりませんので、知らなかったと(発言する者あり)思われます。

○委員長

川上議員、手を挙げて、挙手をお願いします。

○川上委員

私はスパッと藤江副市長に聞いたでしょう。議案になることをいつ知ったかと。藤江副市長が答弁したほうがいいことを、教育総務課長が答弁したらね、副市長に余計なことを言わないでくださいというメッセージになりませんか。だから、こういう場面で副市長しか分からないことを聞いているのに、ほかの方が答弁するというのは、ちょっと不透明感が漂うわけですよ。だからちょっと委員長、副市長を指名してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:18

再開 14:19

委員会を再開いたします。

○藤江副市長

今ご質問いただきました、私が内容について、いつ知ったかということでございますが、これ初めて参加させていただきましたので、まず次第を会議の直前、記憶が定かではございませんが、月曜日に開催されましたので、恐らく金曜日くらいかとは、定かではございませんが、次第ですということで次第をいただきました。この中で、次第の中で、議題第1号不登校児童生徒の学びの保障について、議題第2号学校と地域との連携について、議題第3号本市の状況とこれからの教育についてという内容が、議題であるということは承知いたしました。その内容につきましては詳しく伺っておりませんでしたので、この議題のみを承知しておりました。

○川上委員

この適応指導教室とオアシスの融合論というのは、片峯市長がその日しゃべり始めて、初めて知ったわけですか。

○藤江副市長

先ほども答弁させていただきましたが、具体的な内容につきましてはまだこの時点では私は承知しておりませんでしたので、この総合教育会議がどのようなものかというのを、勉強させていただくために参加させていただいておりますので、内容につきましては参加させていただいて初めて伺いました。

○川上委員

大変おかしな話が、今浮き彫りになってくるわけですよ。片峯市長の恩師の藤江文男さんがね、12月の末にアポなしで来てくれたわけでしょう。たまたまいたので、たまたまなんでしょう。アポなしなんでしょう。で、そういう話をしました。姪が副市長になります。武井さん、教育長とはいろいろ意見を話し合う、意見交換する。そして教育委員会はまだ聞いたからいいけど、福祉部のほうは、部長にも話さずに、はっきりいってことについてよね、に課長にこういうのを議案にしようと思うけどどうかと。

○委員長

川上委員に申し上げますけれども、委員会においては議題について自由に質疑及びまた意見を述べることができるかとされておりますけれども、今言われました憶測で言われる部分があるように思われますので、会議規則第110条に基づき、発言については、簡明に行っていただきたいと、お願い——（発言する者あり）姪がお世話になりますとかそういうことは——（発言する者あり）それを言ったかどうかということがですね——（発言する者あり）そのことを、こられた方がですね、姪がとか、今発言——（発言する者あり）いや、姪っ子とか言われたでしょ。（発言する者あり）それが——（発言する者あり）そういうこと、憶測というかですね、それが証明されたわけではありませぬので、そこにおられたわけじゃないからですね。だからそういうことは臆測である部分があると思われるからですね、（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休憩 14：23

再開 14：28

委員会を再開いたします。

先ほどのあれは今調べておりますので、ちょっと引き続き質疑のほうをお願いいたします。

○川上委員

総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会が対等の立場で話すわけですよ。そして、地方公共団体の長はそこで何でもしゃべっていいわけ。そういうことなんですよ。しかも、片峯市長はこの問題を話すことを最初から決めているじゃないですか。そして、福祉文教の担当の副市長に出席まで求めているのに、その副市長に何ら相談していなかったと。この適応指

導教室とオアシスの統合問題について。これは事情は分かりません。市長が課長には聞き、課長には部長に報告させていること、自分独り舞台じゃないですか。これは分からない。そして、この会議録の中を見ても、福祉部長が今日は「来てくれている」とかね、あなたのために来ているわけですか、これは。「来てくれている」とかね、言っていますよ。それから藤江さんが「頑張ってくれている」と言っている。この「くれている」という日本語は何でしょうね。ここにはね、片峯市長が相当に気をつけて行かなければならない市長としての政治姿勢が、この分野でもあらわれているのではないかと思いつながら聞いているわけです。

○片峯市長

2点ございます。1点は、総合教育会議は先ほど質問者と所管の課長がやり取りをなさったように、市長と教育委員さんたちの中の協議をするものでございますので、私の代理で、例えば副市長がするとかいうようなことはできない会議でございます。で、副市長に当然、総合教育会議の出席の義務も仕組みもございません。この当日は、あくまでもお見えいただいて、ご挨拶をしてもらうということですから、それ以外の発言も一切なさっておりません。それが1点と、もう一点、「来てくれています」という解釈は、私は、これが私個人のためというよりも、大事な会議ですので、それにあえて通常業務がある中、「来てくれている」、感謝の気持ちを持って表現をしたものでございます。これは私に対するというより、この会議成立、つまり、「公務のために出席してくれている」ということで言ったつもりですが、これを、「自分のために来てくれている」とかいうような解釈でしたら――、では全くありません。

○川上委員

先に後ろのほうから言いますね。藤江氏がオアシスで頑張ってくれているということについてはおっしゃらなかったんだけど、やっぱり、市長の住民が主役とか、国民主権とかいう点について、少し思い違いがあるところがあるかもしれない。その言葉遣いの中に。それをちょっと指摘したんだけど。それで、私がさっき総合教育会議のことで武井教育長にも言ったんだけど、教育委員会の5人とそれから片峯市長が6人で話し合いをするわけではないわけでしょう、これは。さっき片峯市長も教育委員の皆さんと話し合うという言い方をしたんだけど、これは違う。総合教育会議の規定から言えば。地方公共団体の長たる片峯市長と教育委員会の対等な機関同士の、個人じゃないですよ、これ。片峯市長というのは機関ですから、機関同士の対等な協議調整の場なんです。だから片峯市長が武井教育長と話をする、〇〇教育委員と話をする場面ではないわけでしょう。教育委員会は一体なのでしょう。（発言する者あり）機関と機関の関係ですよ。（発言する者あり）

○片峯市長

多分質問者の勘違いで、総合教育会議はですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4に、ちょっと読み上げますね。地方公共団体の首長と教育委員会が教育施策について協議調整する会議体と位置づけられていますから、私と教育委員の5名の方が、議題等に基づいて意見を交換し協議する場でございます。

○川上委員

今、自分でおっしゃったでしょ。地方公共団体の長たる機関としての片峯市長ですよ。それと教育委員会との協議、教育委員会という機関のあれなんです。私が先ほどから言ったのは、同じ立場の6人が集まって自由に意見交換するという場とはまた違うということと言いたかったわけですよ。これは分かるでしょ、機関同士の話なんだから。機関のそれぞれの責任者同士が先に話をしている、何か合意していて、話を進めるということになってくると、残り5人の教育委員は説得される立場にならないかというのをこの質問の冒頭に述べて、そういうことはありませんとおっしゃったんだけど、この機関同士の話ですということにははっきりしとかなないと。それは機関同士では、それなりの、何とかな、情報の共有もないといかん。教育委員会の部局のほうはばらばらと、教育委員会のほうはばらばら。で、市長部局のほうもばらばら

というようなことで本当にいいのかと。議会で融合って何ですかと聞かれても、何だか分かりませんというようなことを言うんだけど、何だか知らないけど、一生懸命突っ走っているでしょ。何だか分からないと言いながら、どこに突っ走るのが分からないけど、これは原動力が12月末の藤江文雄氏と片峯市長の会談ということであればね、ちょっと心配だということをおし上げておきます。市長のほうで何かあれば。

○片峯市長

今質問者のご指摘なさるようなことであれば、当事者である私も率直にいかがなものかと思えます。自分も公的な自分と私的な自分があります。私的な自分が。私的な部分では確かに私の恩師で尊敬もしていますが、あくまでも、私は市役所、そして首長として仕事をする分は公人でございますので、教育委員会、そして協力いただいている——、くださっている、子どもたちのために協力して下さっているボランティアの方々や適応指導教室のスタッフの皆さんの声も聞きながら、全てはそれに関係する子どもたちのために、どうする環境設定が最もいいのかということを目標に、真摯に、丁寧に事を進めていきたいと思えます。

○川上委員

もう最後ですけど、適応指導教室については、名称問題もいいのかというふうに武井教育長は言われましたけど、名称もそうですけど中身が大事でしょうね。

それで、よく分からない融合論に向かって、一目散に突き進むという点では、子どもが実際は置き去りになる危険性がないのかと。29人の子ども、それから330人以上の子ども、これから学校に行けなくなる子、あるいは行かない子たちを包摂したような——、ちょっと冷静になって考えてもらったほうがいいんじゃないかと。これについてはまた別の機会に話したいと、質問をしたいと思えます。終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:39

再開 14:39

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。